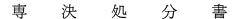
専決処分の報告について

秦野市介護保険に係る指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成27年2月26日提出

秦野市長 古 谷 義 幸





秦野市介護保険に係る指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例の 一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議 会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとお り専決処分する。

平成27年1月30日

秦野市長 古 谷 義



理由

介護保険法の一部改正により、条例で引用する同法の条項に移動が生じたため、改正する。

秦野市介護保険に係る指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例の一部を改正する条例

秦野市介護保険に係る指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例 (平成24年秦野市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業」を「法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業」に改める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。